

工事区分表

区分	A工事	B工事	C工事
適用工事	建物に直接的影響がある工事 (構築、維持に不可欠なもの)	テナントの要望により、建物の仕様を変更するもので、建物全体の法令検証やシステムなど運営全体に影響を与える工事	建物の仕様に付加するものまたは、法令検証やシステムに影響を与えない範囲で仕様を変更する内装等軽微な工事
仕様の決定	市	市 テナントからの要望による	テナント 市の承諾を要する
詳細区分			
対象物の資産 (資産保有者)	市	市() / テナント	テナント
設計	市	市() / テナント	テナント
施工	市	市() / テナント	テナント
費用	市	テナント	テナント
維持管理	市	市() / テナント	テナント
維持管理費	市	テナント()	テナント
修繕	市	市() / テナント	テナント
現状復旧(施工)		市() / テナント	テナント 施工計画について、市との事前協議及び、市の承諾を要する
現状復旧(費用)		テナント()	テナント 市の完了確認を要する
法令適合の検証 必要書類の作成・ 手続き等	市	テナント 市の確認、承諾を要する 建物所有者として市が行う必要があるものは、書類作成までテナントが行うものとする。	テナント

【 表中標記について 】

市() : 建物に直接的影響を与えるもの、分離した管理が困難なものは市とする。

テナント() : 構造的、法令的に市が一括して行う必要があるものは市が実施し、実費分をテナントに請求する。